

多頭飼育問題への対応に係る連携 について

令和5年8月18日

第21回船橋市動物愛護管理対策会議

多頭飼育問題への対応に係る連携について

1. 多頭飼育問題の現状と課題

- 多頭飼育問題とは
- 多頭飼育崩壊に至る飼い主の特性／多頭飼育問題の発生構造
- 多頭飼育問題の対策の3つの観点
- 多様な主体・関係者による連携
- 多頭飼育問題解決への対応
 - ① 早期発見(多頭飼育の届出・これまで行った庁内連携)
 - ② 発見後の対応(多頭飼育状態が深刻化している場合)
 - ③ 再発防止(=発見時崩壊に至っていない場合の対応)

2. 猫の森手術車の運用

- NPO法人猫の森の概要／一般社団法人猫の森の概要
- 一般社団法人猫の森が移動手術車を導入した経緯／一般社団法人猫の森が公民館の駐車場を利用したい理由
- 一般社団法人猫の森移動手術車に対する意見聴取について
- 一般社団法人猫の森が移動手術車運用に対する懸念事項

1、多頭飼育問題の現状と課題

多頭飼育問題とは

「**人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン**（環境省、令和3年3月策定）」より一部抜粋

● 多頭飼育問題とは一多頭飼育がもたらす3つの影響

多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより①～③の影響のいずれか、もしくは複数が生じている状況

- ① 飼い主の生活状況の悪化
- ② 動物の状態の悪化
- ③ 周辺的生活環境の悪化

1、多頭飼育問題の現状と課題

多頭飼育崩壊に至る飼い主の特性

- 経済的困窮で不妊手術をする**金銭的余裕がない**。
- 高齢等により、動物病院へ**連れて行くことができない**。
- 生活の維持のための仕事が繁忙で時間的余裕がない。
- 適切な判断力の不足。(不妊手術は可哀想、獣医療に対する不信感等。)
- 社会的に孤立している。→動物に対する強い執着。(動物を心のよりどころにしているため手放さない。市へ引取り依頼をすることの拒否。)
- コミュニケーションに問題がある。(動物愛護指導センターに相談できない。)

多頭飼育問題の発生構造～**行われない繁殖制限**～

- 動物側の要因(高い繁殖能力)
- 飼い主側の要因(経済的困窮や適切な判断力の不足)



飼い主が適切な繁殖制限措置を施さずに動物を飼育し続けること等により発生

1、多頭飼育問題の現状と課題

多頭飼育問題の対策の3つの観点

- 飼い主の生活支援(精神的・身体的・経済的な問題の解決、サポート)【社会福祉部局、ケアマネジャー等】
- 動物の飼育状況の改善(個体数増加の抑制、個体数減少のための措置)【動物愛護管理部局、獣医師会、動物愛護団体等】
- 周辺的生活環境の改善(逸走防止等、周辺への影響を低減する対策、近隣住民との関係)【その他公衆衛生部局、警察、自治会等】

■多頭飼育問題の根本的な解決を図るためには、官民を超えた**多様な主体・関係者による連携**が重要

1、多頭飼育問題の現状と課題

多様な主体・関係者による連携

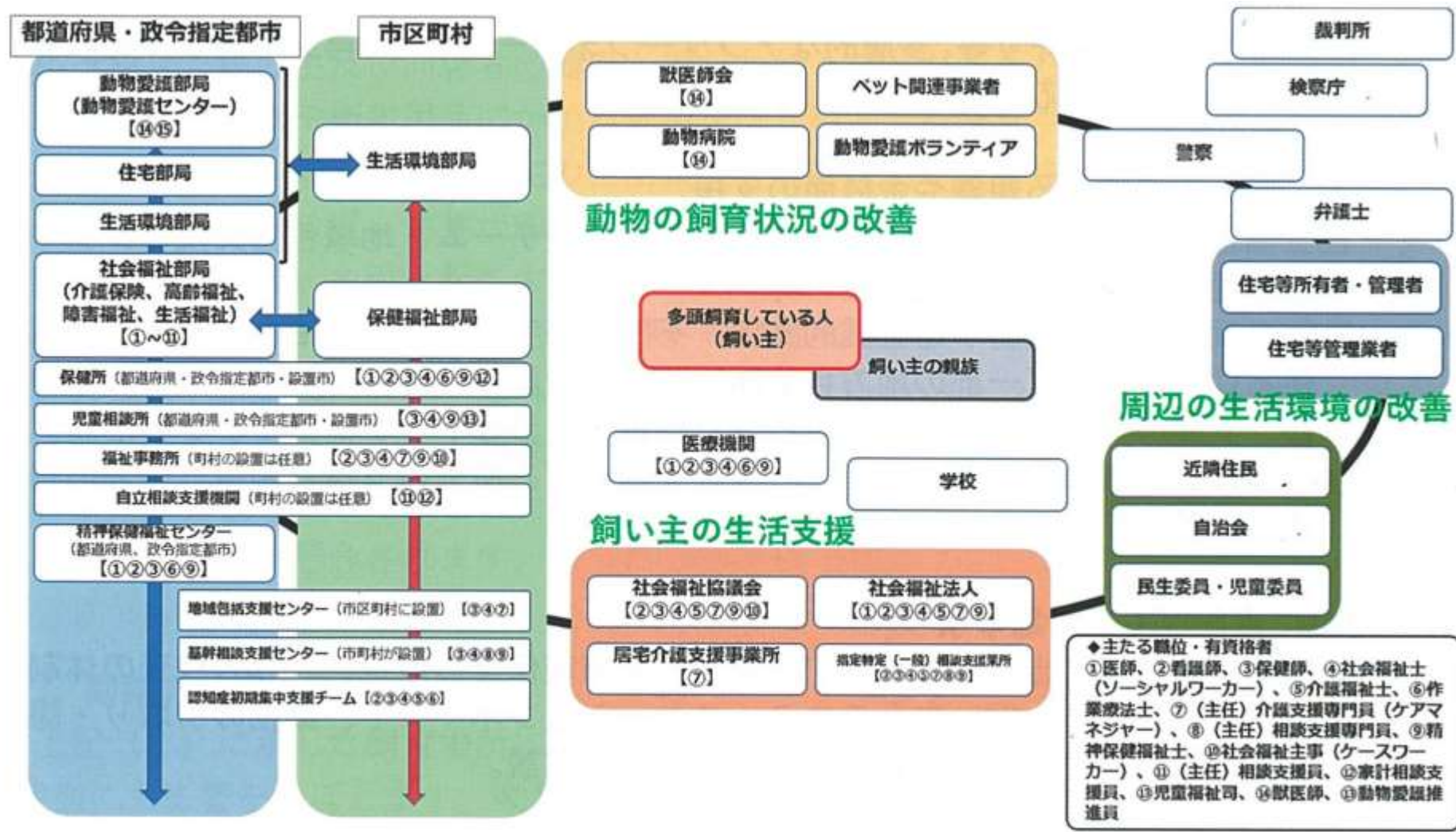


図 飼い主を取り巻く関連図 (イメージ)

1、多頭飼育問題の現状と課題

多頭飼育問題解決への対応

① 早期発見

- ▶ 住民、民生委員、行政、社会福祉業者等、飼い主に比較的近い立場にある地域の関係者に、多頭飼育問題の影響や早期対応の重要性を認識してもらい、早期に発見し相談してもらうことが重要

② 発見後の対応（既に多頭飼育状態が深刻化しており、飼い主の努力・取組だけでは問題解決が困難な場合）

- ▶ 引取りに同意する意思がなく、説得が難しい
- ▶ 不妊手術、屋内の清掃（生活環境の改善）等は、費用を負担する経済力が無かったり、飼い主だけではできないことが多い
- ▶ 行政（動物愛護管理部局、社会福祉部局等）、その他関係機関、動物愛護団体等が連携して対応することが求められる

③ 再発防止

- ▶ 飼い主に問題意識がないことが多く、動物を無理やり取り上げられたという被害者意識を持ち、行政の職員に不満や反発する気持ちを抱いたり、再び動物を飼い始めたり、飼養環境が再度悪化する飼い主もいる

1、多頭飼育問題の現状と課題

①早期発見（多頭飼育の届出）

➤令和3年7月1日から届出の義務化

（令和3年4月1日「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正）

➤届出施設数：49施設（令和4年度末時点）

➤飼養頭数別内訳

- 10～20頭：44施設
- 21～30頭：5施設

犬・猫を合わせて10頭以上飼う方へ

（令和3年7月1日から届出が必要となります）

たくさんの犬や猫を飼養し数が増えた結果、世話をする余裕がない、餌や治療にかかるお金がない、鳴き声・悪臭等による近隣住民への迷惑などの問題が発生し、飼い続けることが難しくなります。
また、動物の鳴き声やふん尿を放置していたり、爪が異常に伸びている・体表が著しく汚れている等は動物の虐待にあたる場合もあります。

多頭飼養の状況を早期に把握、必要なアドバイス等を行ってこのような事態を未然に防ぐため、「**多数の犬又は猫の飼養に係る届出**」にご理解とご協力をお願いします。

対象	犬・猫を合わせて 10頭以上 飼養し、又は保管をする者 <small>（生後91日未満の犬、生後91日未満の猫を除く。）</small>	
期限	届出の対象となった日から 30日以内	罰則 届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、 5万円以下 の過料
対象除外	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種動物取扱業者 ・第二種動物取扱業者 ・獣医法に規定する開設者 ・化製場等に関する法律の許可を受けた者（犬に係るものに限る。） ・身体障害者補助犬法に規定する指定法人 ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫の飼養をする者 	
届出方法	<p>以下の場合、必要書類を下記窓口へ直接提出または郵送してください。（各様式はホームページからダウンロードできます）</p> <p>① 新たに届け出をする場合 多数の犬又は猫の飼養届（第1号様式）、施設の平面図</p> <p>② 届出した内容を変更する場合（※） 多数の犬又は猫の飼養変更届（第1号様式の2）</p> <p>③ 届出した犬又は猫の数が10未満となったとき 多数の犬又は猫の飼養中止届（第1号様式の3）</p> <p>（※）変更届が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名・住所・名称、又は代表者の氏名の変更 ・犬又は猫の数が4頭以上増減したとき ・施設の構造及び規模の変更（平面図を添付） <p>の受理にあたっては、飼養状況など必要事項をお聞きする場合があります。 ○規模、状況等に応じて届出施設を訪問させていただきます。</p>	

届出・問い合わせ先

船橋市動物愛護指導センター

〒273-0016 船橋市潮見町32-2

TEL：047-435-3916

FAX：047-435-3917

詳細・様式は
こちら



1、多頭飼育問題の現状と課題

①早期発見（これまで行った庁内連携）

➤多職種と連携した多頭飼育対策の検討（講習）

- 令和元年11月5日 ケアマネージャー（165人）
- 令和元年11月15日 寺子屋・市議会議員・介護事業所関係者（10人）
- 令和元年11月19日 生活支援課・障害福祉課職員（115人）
- 令和2年9月24日 さーくる（3人）

➤生活保護受給者での対応困難事例（意見交換）

- 令和2年9月25日 生活支援課・さーくる（14人）

➤多頭飼育問題事例対応での多機関連携

- 動物愛護指導センター、生活支援課、地域包括支援センター、さーくる、ケアマネージャー、動物愛護ボランティア団体、近隣住民、飼い主の親族

1、多頭飼育問題の現状と課題

②発見後の対応(多頭飼育状態が深刻化している場合)

- **飼い主からの所有権放棄の取り付け**
 - 所有権を放棄したがない飼い主が多い
 - 動物愛護指導センターでの引取りを拒否(殺処分のイメージ)
- **飼い主の生活の立て直し**
 - 屋内の清掃(生活環境の改善)等
- **譲渡のための動物の健康管理**
 - 不妊手術、駆虫、ワクチン
- **譲渡のための動物の馴化**
 - 人馴れしない動物を家庭で暮らせる状態まで馴らす
 - 新しい飼い主とのマッチングと譲渡

各段階で
譲渡ボランティアの
協力が不可欠

市登録譲渡ボランティア:27件

1、多頭飼育問題の現状と課題

③再発防止（＝発見時崩壊に至っていない場合の対応）

- 多職種連携による見守り
→飼い主の生活環境や、動物の頭数の変化
- ボランティアとの連携
→適正飼養の助言、動物の救護・治療や一時預かり、譲渡等の連携
- 飼い主が不妊手術に**取組みやすい環境の整備**
→市では飼い主へ不妊手術費用等の助成はしないが、何らかの支援が必要

1、多頭飼育問題の現状と課題

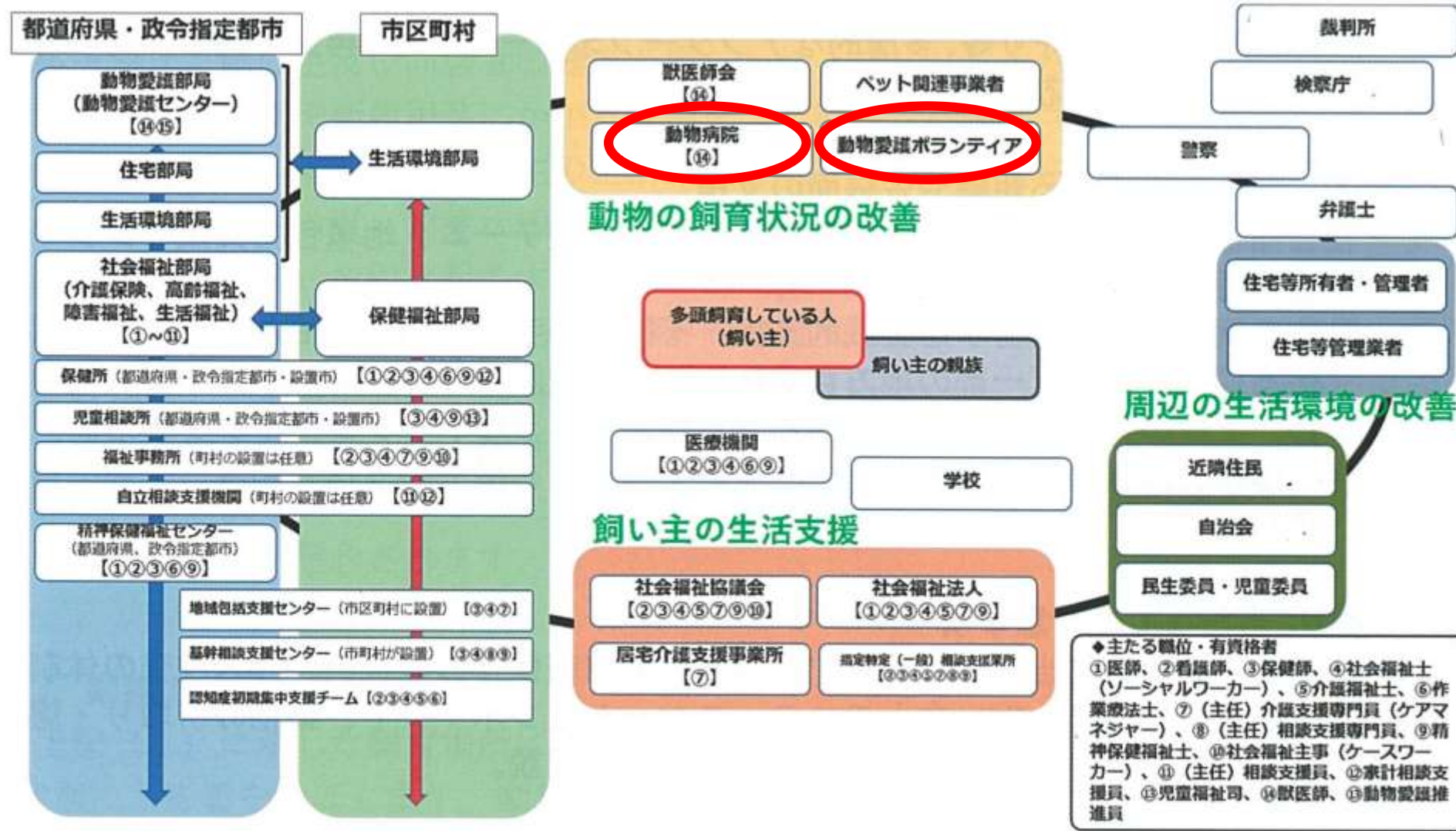


図 飼い主を取り巻く関連図 (イメージ)

2、猫の森手術車の運用

NPO法人猫の森の概要

➤ 団体概要

(1) 特定非営利活動法人猫の森

- 設立: 平成29年4月3日
- 目的等: 捨て猫や行き場のない猫を保護し、ワクチン接種やその他衛生処置及び避妊・去勢手術を推進すると共に、里親探しや正しいペット飼育の啓蒙活動を行い、まちづくりの推進、環境の保全及び地域安全活動に寄与することを目的とする。
- その他
 - 第二種動物取扱業(譲渡し)
 - 船橋市に譲渡ボランティア登録

2、猫の森手術車の運用

NPO法人猫の森の概要

(1) 譲渡頭数

年度	市からNPO法人猫の森 譲渡頭数
平成30年度	5頭
令和元年度	43頭
令和2年度	89頭
令和3年度	145頭
令和4年度	104頭

(2) 多頭飼育崩壊(猫)の対応事例

年月	頭数	内容
令和元年2月	90頭	飼い主の説得、住居の清掃の手伝い 他のボランティア団体が全頭不妊手術を実施し、 譲渡について協力
令和元年9月	65頭	センターで順次猫を引取り後、譲渡の協力
令和2年9月	60頭	センターで順次猫を引取り後、譲渡の協力
令和3年6月	40頭	センターで順次猫を引取り後、譲渡の協力
令和3年12月	17頭	センターで順次猫を引取り後、譲渡の協力
令和4年1月	18頭	NPO法人猫の森で順次引き出し
令和4年2月	16頭	センターで順次猫を引取り後、譲渡の協力
令和4年2月	14頭	センターで順次猫を引取り後、譲渡の協力

2、猫の森手術車の運用

NPO法人猫の森の概要

(3) その他

- 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業における猫の捕獲・運搬について、町会自治会への協力
- 猫の飼い主への適正飼養の啓発 等

2、猫の森手術車の運用

一般社団法人猫の森の概要

➤ 団体概要

(2) 一般社団法人猫の森

- 主たる事業所：船橋市習志野台2丁目72番14号
- 設立：令和4年7月1日
- 目的等：捨て猫や行き場のない猫を保護し、ワクチン接種やその他衛生処置及び避妊・去勢手術を推進すると共に、里親探しや正しいペット飼育の啓蒙活動を行い、まちづくりの推進、環境の保全及び地域安全活動に寄与することを社会に普及させることを目的とする。
- その他
 - 第一種動物取扱業（保管業、第22-2-6号、令和5年3月27日登録）
 - 動物診療施設（移動手術車）の開設

2、猫の森手術車の運用

一般社団法人猫の森が移動手術車を導入した経緯

- 市内の多頭飼育崩壊事例対応へ協力する際のボランティアメンバーの負荷が過大
 - 自家用車での運搬(動物診療施設への往復)
 - 不妊手術にかかる費用
- 崩壊する(無秩序になる)前に、不妊手術を進めたい。
(多頭飼育予備軍)

一般社団法人猫の森が公民館の駐車場を利用したい理由

- 移動手術車を稼働できる日が限られており、飼い主宅を移動手術車で順次訪問するよりも、一度に複数の猫を集めたほうが効率的に実施できる。(1日10頭~20頭実施)
- 公民館が地域住民に認知されていて利便性がよいので、運搬困難な飼い主のために身近な場所で手術ができると共に、長距離輸送による猫への負担を軽減できる。
- 市と協力して実施することで、不妊手術の必要性を普及、推進できる。

2、猫の森手術車の運用

一般社団法人猫の森手術車に対する意見聴取について

動物愛護管理対策会議委員に意見を聴取



一般社団法人猫の森に回答を依頼



意見の取りまとめを行った

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	懸念事項
公民館利用者への影響	<ul style="list-style-type: none">• 多頭飼育崩壊の猫、飼い主のいない猫を集めることは不衛生だ。• 市民が利用する場所で、不妊手術をすることが怖い。• 移動手術車や飼い主の車が駐車場を占領し、他の公民館利用者が駐車できない。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	猫の森からの回答
公民館利用者への影響	<ul style="list-style-type: none">• 手術実施日を記載したポスターを掲示し、手術について周知し、利用者へ配慮している。• 公民館から手術車及び待機場所の設置場所について指定を受けており、利用者と動線が交わらないように配慮している。• 利用後は利用箇所とその周囲の清掃と消毒を行うことで環境整備に努めている。保護器に関しても、車内もしくは待機場所でふき取りをするのみとし、洗浄を行わないように心がけている。• 利用後、公民館に手術に対する苦情や意見等が入っていないか確認している。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	懸念事項
他の動物診療施設との関係	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="800 339 2328 458">• 低価格で不妊手術ができると思われ、他の動物診療施設の不妊手術料金に理解が得られなくなる。<li data-bbox="800 548 2328 736">• 飼い猫に十分な術前検査などを行わずに手術を実施した結果、予後不良になると訴訟に発展する恐れがあり、獣医療一般への不信感につながる。<li data-bbox="800 826 2328 945">• 一般の飼い主に安易に安価で獣医療を受けられると誤解されるのではないか。<li data-bbox="800 1035 2150 1086">• 緊急事態が発生した際は、どのように対処するのか。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	猫の森からの回答
他の動物診療施設との関係	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="797 335 2356 511">• 獣医療にかかる部分に関しては、開設時及び手術実施時のいずれにおいても監督機関からの指摘もなく、適切な獣医療を提供できていると考えている。今後も適切な獣医療を心がけていく。<li data-bbox="797 596 2356 772">• 多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目的としているため、術前検査の費用を割愛し、低価格での手術を提供することで不妊手術を実施しやすくしている。<li data-bbox="797 858 2356 972">• 申請時に聞き取りを行い、一般動物診療施設での手術が可能な場合には一般動物診療施設での手術を勧めている。<li data-bbox="797 1058 2356 1233">• 手術車にも緊急用の医療器具を備えており緊急対応が可能だが、万が一の場合に備えて協力動物診療施設と連携をとることで緊急事態の対応を依頼できる体制をとっている。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	懸念事項
責任の所在	<ul style="list-style-type: none">• 猫が逸走してしまい返還できなくなった場合、また、手術に関するトラブルの責任の所在はどうか。• 猫の逸走や飛び出しにより施設利用者に事故があった場合の責任の所在はどうか。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	猫の森からの回答
責任の所在	<ul style="list-style-type: none">• 猫を保護器等から出すのは麻酔がかかり不動化している時のみとしており、術後も麻酔の覚醒は保護器等の中で確認しているため車外に逸走する危険性はない。• 保護器等の扉を紐等で固定し、申請者が帰宅前に保護器等を開けてしまうことがないようにしている。また、申請者にも帰宅するまで開けないよう声掛けをしている。• 手術に関して、申請者に同意書を確認していただいたうえで手術を実施している。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	懸念事項
猫に対するリスク	<ul style="list-style-type: none">• 術後すぐに返還することに問題はないのか。• 手術中に急変する等の緊急時の対応はきちんとなされるのか。• 緊急事態に備えて、術者以外の獣医師・愛玩動物看護師を配置すべきではないか。• 手術日に合わせるために予め猫を保護器の中に入れてしまい、長期間閉じ込められることになるのではないか。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	懸念事項
猫に対するリスク	<ul style="list-style-type: none">• 不妊手術における衛生管理はできているのか。• 不妊手術前後の猫を、屋外のテント内で待機させたり、血液検査もなく手術を実施することは問題ではないか。• 十分な設備の無いところに猫を集めて不妊手術を行い、猫が可哀想。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	猫の森からの回答
猫に対するリスク	<ul style="list-style-type: none">• 術後、覚醒し状態が安定したのを確認して申請者に返還している。• 緊急事態が起きた場合には、協力動物診療施設に搬送できる体制をとっている。• 飼い自宅にいる猫を捕獲するため、長期間保護器に閉じ込める状態にはならないように配慮している。• 術者である獣医師の指導と管理のもと、衛生管理は徹底して行っている。• 受付時間や返還する時間を調整することで、極力テント内での待ち時間の少なくするように心掛けている。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	懸念事項
費用	<ul style="list-style-type: none">生活困窮者はどのような基準で判断しているのか。一般の飼い主との切り分けは実際可能なのか。緊急時に近隣動物診療施設を利用した場合の費用負担について。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	猫の森からの回答
費用	<ul style="list-style-type: none">• 申請時の聞き取りや、聞き取りした内容に応じて申請者宅を訪問すること等で経済状況や猫の飼養状況等を判断している。• 緊急時に近隣の動物診療施設を利用した場合の費用に関しては、申請者が支払いを行っている。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	懸念事項
その他意見	<ul style="list-style-type: none">• 手術車の活動が広まると「安く気軽に不妊手術ができる」という内容で一般市民に誤解が広まってしまい、本来動物診療施設での手術をすべき一般の飼い主が手術車を利用してしまっているのではないか。• 安さ、近さで手術をするような人物に繁殖制限・適正飼養の啓発はできるのか。• 猫の森のSNS等では「飼い猫、飼い主のいない猫、誰でも、何匹でも」とあり、市が説明している情報（多頭飼育、生活困窮者を対象）と乖離している。

一般社団法人猫の森手術車運用に対する懸念事項

分類	猫の森からの回答
その他意見	<ul style="list-style-type: none">• 多頭飼育崩壊を引き起こす飼い主は不妊手術に対する認識が低く、一般動物診療施設での手術に至らない場合が多々あるため、手術車のように近場・低価格・必要に応じて猫の搬入サポートも行う制度を利用することで不妊手術を実施するきっかけになると考えている。• 手術車の利用は事前申請制としており、申請時に手術車を利用する理由や現在の飼養状況等を確認し、多頭飼育を引き起こしかけている申請者がいた場合には適正飼養に向けてのサポートも行っている。• SNS等でのコマーシャルに関しては、市と相談しながら決めていく。